

審査基準

平成17年4月1日作成

法令名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項：第10条第5項
処分概要：認定書の再交付
原権者(委託先)：秋田県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内
申請先：交通部交通指導課 指導取締係 (電話 018-863-1111 内線 5123)
問い合わせ先：同上
備考：